

震災のあと②

環境省が先月16日に示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタートープラン）」では、木くずについて「木質ボードやボイラー燃料、発電などへの利用が期待される」とある。ただし、「受入側との間で受け入れ可能な木くずの形状や塩分など不純物に関する条件について事前の調整が必要」と留意点も挙げている。

ある製紙会社は今

時間をかけるには

回の災害が発生した木くずチップを受け入れる方針をいち早く表明し、4月末から月間4000ト程度

ただし、生産者側には水分の原則25%以下徹底のほか、▽災害などにより海水に浸かったもの、土砂や汚泥などの付着があるもの▽塩素分が0.1%以上のもの、を含まないなどの条件を提示。搬入時の検査も強化した。

「震災の影響で取引先の生産量が増えているが、東北圏では需要家の施設も被災している。当社の施設が停止して流通を止めないためにも品質を厳しくみる必要がある」と語る。マスタートープランでは、塩分について「降雨により除去しつつ

需要に応じて利用していく」ことや「腐敗や火災防止の観点から木くずをチップに加工しない状態としておくことが必要。県外の受入先に船舶や鉄道などで運び、受入先で保管しつつ塩分除去、不純物除去を行う」ことも一案としている。

スケジュールについては広域移動や再生利用の需要量（受入可能量）などを踏まえた処理が必要なことから、「劣化、腐敗などが生じない範囲で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定」と、2014年度末をめ

どとした処理完了には含めていない。震災木くずを受け入れる現場からは「被災自治体からは集積場を期限を区切って片づけたいという要望が強く、最大限協力している。チップ需給量のギャップを埋めるため、搬入した母材を保管するために行政の理解が必要」という声も挙がる。

早期の復旧復興につながるため、被災地では集積場経由、民間施設への直送を問わず災害廃棄物全般で弾力的な対応が必要になっている。

（つづ）